

2021年4月14日

東京電力ホールディングス株式会社

廃止措置計画認可申請書及び保安規定変更認可申請書指摘事項に対する回答

No.	指摘事項	頁
1	本文八（1号炉 補正前後比較表 P.37） 「加工事業者等に譲り渡す」の「等」の具体例を説明すること。（保安規定において、明記することを検討すること。）	1
2	本文六（1号炉 補正前後比較 P.9） 「1.性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方」(2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の性能維持期間，機能及び性能に関して，使用済燃料輸送容器が判読しづらいため，記載方法を検討すること。	2
3	本文六（1号炉 補正前後比較表 P.10） 「1.性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方」(3)放射性廃棄物の廃棄施設の性能維持期間，機能及び性能の記載では，本文六 第6－2表のサイトバンカが判読できないため，記載方法を検討すること。また，サイトバンカの性能維持期間は処理が完了するまでか，廃棄が完了するまでか整理すること。 本文十 第10－3図におけるサイトバンカの位置づけを説明すること。	3
4	本文六（1号炉 補正前後比較表 P.20） 第6－1表及び第6－2表の新規で挿入した表において，共用に関する注釈を追記すること。	4
5	添付書類二（1号炉 補正前後比較表 P.47） 第2－1－1図 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図は第2段階へ入る前に廃止措置計画の変更認可を受けるのか，第4段階終了まで想定しているのか説明すること。	5
6	本文十，添付書類三（廃止措置計画認可申請書 P.62, 3-1） 放出管理目標値に関して，本文十には「放出管理目標値については，第10－1表のとおり設定しないこととする。」と記載されているが，添付書類三には「放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出については，（中略）放出管理の目標値を定め，これを超えないように努める。」と記載されているため，整合性の確認をすること。	6

本文八（1号炉 補正前後比較表 P.37）
「加工事業者等に譲り渡す」の「等」の具体例を説明すること。（保安規定において、明記することを検討すること。）

加工事業者等の「等」は、国外の加工事業者を示す。
このため、上記文言を廃止措置計画・保安規定に注記として以下のとおり追記する。

しかし、現時点で新燃料の搬出先・譲渡し先が具体的に決まっている訳ではないため、具体的に記載できる状況にはない。

＜廃止措置計画修正後＞

新燃料は、原子炉本体等解体撤去期間の開始までに加工施設等へ全量搬出し、加工事業者等^{※1}に譲り渡す。なお、1号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）に貯蔵している新燃料は、加工施設等の受入基準を満足するように、必要に応じて気中で燃料棒の引抜き、除染及び燃料集合体形状への再組立てを行う等の措置を講じる。その後、必要に応じて新燃料貯蔵施設に一時的に貯蔵し、譲り渡す。新燃料の除染作業に当たっては、燃料棒を安全に取り扱うために専用の作業台を使用し、燃料棒の変形及び損傷を防止するとともに、取り扱う数量を燃料集合体1体のみ、かつその1体分の燃料棒のみに限定し、臨界を防止する。

※1：加工事業者等の「等」は、国外の加工事業者を示す。

＜保安規定修正後＞

（原子炉の運転停止に関する恒久的な措置）

第16条

（中略）

2. 燃料・輸送GMは、燃料を譲り渡す場合は、表16に定める譲渡し先に譲り渡す。

表16

種別	譲渡し先
使用済燃料	再処理事業者
新燃料	加工事業者等 ^{※1}

※1：加工事業者等の「等」は、国外の加工事業者を示す。

本文六（1号炉 補正前後比較 P.9）

「1.性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方」(2)核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の性能維持期間，機能及び性能に関して，使用済燃料輸送容器が判読しづらいため，記載方法を検討すること。

以下のとおり修正する。

<修正前>

(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設については，使用済燃料等が1号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）から搬出が完了する又は使用済燃料の構内輸送が完了するまでの期間，燃料取扱機能，臨界防止機能，燃料落下防止機能，除熱機能，密封機能，放射線遮蔽機能，冷却浄化等の機能及び性能を維持管理する。また，新燃料が1号炉原子炉建家内の核燃料物質貯蔵設備から搬出が完了するまでの期間，燃料取扱機能，臨界防止機能，燃料落下防止機能及び性能を維持管理する。

<修正後>

(2) 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設については，使用済燃料等が1号炉原子炉建家内の使用済燃料貯蔵設備（使用済燃料プール）から搬出が完了する 又は使用済燃料の構内輸送が完了するまでの期間，燃料取扱機能，臨界防止機能，燃料落下防止機能，~~除熱機能，密封機能，放射線遮蔽機能，~~冷却浄化等の機能及び性能を維持管理する。また，新燃料が1号炉原子炉建家内の核燃料物質貯蔵設備から搬出が完了するまでの期間，燃料取扱機能，臨界防止機能，燃料落下防止機能及び性能を維持管理し，使用済燃料の構内輸送が完了するまでの期間，使用済燃料を適切に構内輸送するため，臨界防止機能，除熱機能，密封機能，放射線遮蔽機能及び性能を維持管理する。

本文六（1号炉 補正前後比較表 P.10）

「1.性能維持施設を維持管理するための基本的な考え方」(3)放射性廃棄物の廃棄施設の性能維持期間、機能及び性能の記載では、本文六 第6-2表のサイトバンカが判読できないため、記載方法を検討すること。また、サイトバンカの性能維持期間は処理が完了するまでか、廃棄が完了するまでか整理すること。

本文十 第10-3図におけるサイトバンカの位置づけを説明すること。

第6-1表、第6-2表に記載のとおり、サイトバンカ・タンク類に関する維持期間は「放射性固体廃棄物の処理が完了するまで」、維持すべき機能は「放射性廃棄物貯蔵機能」であることから、本文六号の本文に記載している内容を以下のとおり修正する。

サイトバンカに貯蔵しているチャンネルボックス・制御棒等については、処理設備がまだ導入されていないことから、第10-3図の放射性固体廃棄物の処理フローの中にサイトバンカを記載していない。

<修正前>

(3) 放射性廃棄物の廃棄施設については、放射性廃棄物の処理が完了するまでの期間、放射性気体廃棄物、放射性液体廃棄物及び放射性固体廃棄物を適切に処理処分するため、処理機能及び性能を維持管理する。また、貯蔵している放射性固体廃棄物の廃棄が完了するまでの期間、放射性固体廃棄物を適切に貯蔵するため、貯蔵機能及び性能を維持管理し、使用済制御棒等の構内輸送が完了するまでの期間、使用済制御棒等を適切に構内輸送するため、放射線遮蔽機能及び性能を維持管理する。

<修正後>

(3) 放射性廃棄物の廃棄施設については、放射性廃棄物の処理が完了するまでの期間、放射性気体廃棄物、放射性液体廃棄物及び放射性固体廃棄物を適切に処理処分するため、処理機能及び性能を維持管理する。また、放射性固体廃棄物の処理が完了する又は貯蔵している放射性固体廃棄物の廃棄が完了するまでの期間、放射性固体廃棄物を適切に貯蔵するため、貯蔵機能及び性能を維持管理し、使用済制御棒等の構内輸送が完了するまでの期間、使用済制御棒等を適切に構内輸送するため、放射線遮蔽機能及び性能を維持管理する。

本文六（1号炉 補正前後比較表 P.20）

第6－1表及び第6－2表の新規で挿入した表において，共用に関する注釈を追記すること。

今回新規で挿入した表に対して，※1及び※2を追加したものに修正する。

添付書類二（1号炉 補正前後比較表 P.47）

第2-1-1図 廃止措置対象施設の敷地に係る図面及び廃止措置に係る工事作業区域図は第2段階へ入る前に廃止措置計画の変更認可を受けるのか、第4段階終了まで想定しているのか説明すること。

工事作業区域図の対象期間として、第4段階終了までを想定している。

本文十、添付書類三（廃止措置計画認可申請書 P.62, 3-1）
放出管理目標値に関して、本文十には「放出管理目標値については、第10-1表のとおり設定しないこととする。」と記載されているが、添付書類三には「放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出については、（中略）放出管理の目標値を定め、これを超えないように努める。」と記載されているため、整合性の確認をすること。

廃止措置計画認可申請書 添付三では、以下のとおり記載している。

1. 放射線管理

1.1. 放射線管理に関する基本方針・具体的方法

- (5) 放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物の放出については、廃止措置に伴い福島第二原子力発電所から放出される放射性物質の量が、「原子炉設置許可申請書 添付書類九」に記載の値と比べて無視できる場合を除き、「線量目標値指針」に基づき、放出管理の目標値を定め、これを超えないように努める。

「本文十 1.1.2. 廃止措置期間中に発生する放射性気体廃棄物の種類及び数量 (1) 解体工事準備期間中」に記載のとおり、解体工事準備期間中は、原子炉の運転を終了し長期間が経過していること、放射性物質によって汚染された区域の解体工事を行わないこと等により、原子炉設置許可申請書に記載の核分裂生成希ガス等の放出量と比べて無視できる程度であることから、放射性気体廃棄物については放出管理目標値を定めない。